

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都知事

公表日

令和8年2月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p><制度概要> 父又は母が死亡等の要件に該当する、18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある児童(一定以上の障害の状態にある場合は20歳未満)を監護している母又は監護しかつ生計を同じくする父、もしくは父母に代わってその児童を養育している養育者に手当を支給する。</p> <p><申請から認定・支給までの事務概要> ①町村で審査された申請書等が都に進達される ②審査・認定・登録 ③町村に通知書及び証書の発送 ④手当の支給 なお、申請書等により取得した個人番号をシステムに登録して管理する。 また、当該事務について、情報連携を行う。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・児童扶養手当システム・住民基本台帳ネットワークシステム(東京都サーバー)・団体内統合利用番号連携サーバー・中間サーバー・情報提供ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条1項 別表第56項、内閣府総務省令第5号第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><都が情報連携できる根拠> ①情報照会の根拠条文: 番号法第9条第1項、別表第56項、番号法第19条第8号、令和六年デジタル庁・総務省令第9号第2条表第81項 ②情報提供の根拠条文: 番号法第9条第1項、第22条第1項、番号法別表第56項、番号法第19条第8号、令和六年デジタル庁・総務省令第9号第2条表第17項、第20項、第42項、第81項、第89項、第90項、第125項、第141項、第155項、第161項</p> <p><町村が情報連携できる根拠> 番号法第19条第8号、児童扶養手当法第33条第1項、児童扶養手当法施行令第10条、令和六年デジタル庁・総務省令第9号第2条表第81項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
②所属長の役職名	育成支援調整担当課長
6. 他の評価実施機関	
都内町村長	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉局子供・子育て支援部育成支援課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎30階北 03-5321-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童扶養手当事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・認定請求書や転入届に記載された個人番号の児童扶養手当システムへの登録 ・個人番号の記載された認定請求書や転入届の保管や廃棄	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	児童扶養手当システムは、団体内統合宛名システムとのシステム間接続が無く、担当業務に必要な範囲でしか入力や閲覧ができないシステムとなっている。また、副本登録等に利用する団体内統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を入手することは不可能である。これらの対策を講じていることから、情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

